

秦代における縣の守官任職者について

——遷陵縣の官吏異動狀況から——

はじめに

一、遷陵縣における守官の對象

(1) 里耶秦簡における官職の表記

(2) 遷陵縣における守官の種類

二、遷陵縣における守官の任職者

(1) 兼任の性質の確認

(2) 長吏の守官の任職者

(3) 守畜夫の任職者

(4) 縣の守官の任命權者

(5) 遷陵縣の守官における官秩・位次の高下
おわりに

青
木
俊
介

はじめに

秦漢時代の史料には「守太原太守」などのように、「守」字を官職名に加えた表記が見られる。この「守官」の何たるかについては、つとに清の趙翼が『陔餘叢考』假守において、「其の官吏の試職なる者は則ち守と曰う」「攝事は守を稱す」と述べ、守官には「試用」および「代理」という二つの機能があつたことを指摘している。

殊に「試用」に關して趙翼は、「右扶風を守し、滿歳にして眞と爲る」(『漢書』尹翁歸傳)「太原太守を守し、滿歳にして眞と爲る」(『漢書』張敞傳)といった記述を多數引用し、漢代では守官を一年務めた後に、眞官として正式任用される制度のあつたことを明示した。確かな史料の裏づけもあり、「試用の官吏」は、しばしば守官の第一義としてあげられる。

これに對して濱口重國氏は、守官を人事的側面から分析した。守官に試用の機能があることは認めつつも、郡太守が敕命官たる縣の令・長・丞・尉の守官として、郡吏などを任用していることを指摘。郡吏は敕命官たる資格を具備しないため、幾年在職しても眞官にはなり得ない。よつてこの場合は、假に任用されたものであるとした。^①鎌田重雄氏もこれに基づき、守官には試用の意味を持たない一時の領職をいう場合もあるとする。^②そして、大庭脩氏は濱口・鎌田兩氏の研究に立脚し、「守官とは、某官心得といふべきもので、卑秩(又は卑位次)の官職にあつて高秩(又は高位次)の職を兼ねる兼任である」「守官の置かれた官には本務者がいず、したがつて守者は制度的には自己の本官と、守官との二官を一人で兼ねている」と總括した。^③

ここにあげられた「試用」「代理」の機能と、「下位による上位の兼任」「補缺」という性質は、守官についての通説的な理解といつてよい。ただし、『漢書』『後漢書』をはじめとする文献や、石刻史料および居延漢簡などに依據して導き出されたものであり、前漢後期から後漢における守官の特徴とするのが正確なところである。

その後、睡虎地秦簡や張家山漢簡に關聯規定が発見され、里耶秦簡によつて秦代遷陵縣における運用の實際がわかつた

ことにより、秦から漢初における守官の検討が可能となった。すでに多くの論考が発表されており、従来の理解と合わない部分のあることが指摘されている。例えば、秦代の「守」に「試用」の意味はなく「代理」というのみであること、真官の一時的な不在の際に守官が置かれていることなどである。⁴

ただ最近の研究は、従来の研究が提示した守官の特徴のうち、「試用」「代理」といった機能面については再認識を迫ったものの、誰が守官を擔っていたのかという人事的な面についてはさほど考察が進んでいない。濱口氏や大庭氏などによる当該方面の研究も、當時の史料的制約から縣長吏クラスまでにとどまっている。そのため、縣屬吏クラスの守官の任職状況については、検討の餘地が特に大きい。

守官は自己の本官と別の官職を兼ねる兼任であるので、守官の任職者を知るということは、その本官（當然それは正式任用の真官である）を知ることと等しい。そして二官を兼ねるわけだから、本官―守官間の異動がともなうことは必定である。したがって、守官を中心とする官吏の異動の流れを把握することができれば、守官の任職者も判明するはずである。官吏の異動を追うという点において、里耶秦簡は格好の材料といえる。里耶秦簡は秦帝國の南方邊境に設置された遷陵縣という小縣の文書・簿籍群であり、そこには縣の官吏たちの名が度々現れる。組織構成もさほど複雑でないため、異動の流れをつかみやすい。加えて簡牘の紀年によれば、その年代は遷陵縣が設置された始皇二五年から秦帝國末期の二世二二年至る一五年間である。この一五年という期間はほどよい長さで、同名異人の入り乱れる危険性が比較的低く、それでいて説得力のあるサンプル数も確保できる。さらに、統一秦の存立時期とほぼ一致するため、政權交代による急激な制度変化もない。

このような史料的アドバンテージを活かし、里耶秦簡に依據して遷陵縣の官吏の異動を把握することで、秦代の縣における守官の任職状況を明らかにする。

一、遷陵縣における守官の對象

(1) 里耶秦簡における官職の表記

秦の遷陵縣にはどのような守官が存在していたのか。それを知るに当たっては、まず里耶秦簡における官職表記の特徴を押さえておかなければならない。

二〇〇三年、里耶秦簡の一部が初めて公開された際に意外であったのは、睡虎地秦簡などで頻繁に言及されている「官嗇夫」が見当たらないことであった。「官嗇夫」とは、縣の部局である諸「官」の管理者をいい、「司空嗇夫」や「倉嗇夫」などの總稱^⑦のだが、そのような縣行政の要職が行政文書内に登場しないとは思ってもよらなかったからである。その後、追加公開された簡牘のなかに官嗇夫は確認されたものの、それでもあまり多くはない。

この件については過去にも論じたことがあるので^⑧詳しい説明は省くが、里耶秦簡ではほとんどの場合、「司空騰」(9-1~12正画)「倉武」(8-155など)のように、「部局(機關)名+人名」という形で官嗇夫を表している。官嗇夫のみならず、郷の管理者である郷嗇夫も同じく、「啓陵郷歌」(8-89)といった具合になる。そのため、実際には多くの官嗇夫や郷嗇夫が活動しているのだが、「嗇夫」という用語の使用頻度は低いというわけである。さらに、「遷陵拔」(8-89など)という人物が遷陵縣令であることは後掲①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿で表されていたことがわかる。要するに、機關の長については「嗇夫」や「令」といった職位を省いて表記していたのである。これにもなつて、守官の場合も従来知られていたものとは異なる表記法がとられている。例えば、冒頭にあげた「守太原太守」は「守」を官職名の前に冠しているが、里耶秦簡では基本的に「機關名+守」の形で表記される。具體的には、「司空守」(8-188など)「倉守」(8-149など)「啓陵郷守」(8-801など)「遷陵守」(8-1516など)などをあげることができる。

が、これらはそれぞれ、「司空守畜夫」「倉守畜夫」「啓陵郷守畜夫」「遷陵守令」の略稱である。9-260に「郷守畜夫」とあるのがその證據となる。職位を省略するがゆえに、「守」を後に附した格好となっているのである。

なお、縣の次官である縣丞の場合は、眞官であれば「遷陵丞」(862など)、守官であれば「遷陵守丞」(511など)というように、職位(丞)を省かずに表記される。これは令・守令と區別する必要からと思われる。また、機關名であり職位でもある縣尉の場合、眞官は「尉十人名」(8195など)、守官は「尉守」(8140など)と表されている。

これら官職表記の解釋については、陳治國氏や孫聞博氏なども同様の見解を示しており、基本テキストである『里耶秦簡牘校釋』も採用して、一般に受け入れられているといつてよい。ただし、「守」を守官ではなく、長官の意とする異論もある。

楊宗兵氏は、里耶秦簡において丞と守丞が長吏である尉に命令を下していること、同一人物の身分が短期間のうちに「守」であったり「守丞」であったりする場合のあること、秦代の史料に「縣令」「縣長」の名稱が確認できないことから、「守」「丞」「守丞」は同義であり、すべて縣の「長官」の意味であると主張した。⁽¹⁰⁾

この説に對しては、J1④323背面の記述が決定的な反證となる。

令拔・丞昌・守丞臚之・倉武・令史上・上逐除。倉佐尙・司空長・史郤當坐。

まずこの記述によって、秦代における縣令の名稱の實在が確定する。そのため、「丞」と「守丞」を長官と見なすことはできない。そしてそれらが別々に書かれている以上、同義であるはずもない。また、同一人物に對する「守」と「守丞」の混用は單なる誤記であろう。楊氏は、官署の正式な公文書に誤りの多いはずはないというが、公文書における誤記はさほど珍しいものではない。⁽¹²⁾

次に、鄒水傑氏は、「少内守」「司空守」「田官守」「郷守」「都郷守」などの「守」「畜夫」に類する官稱であり、各官署の最高長官を表すとす。⁽¹³⁾劉正華氏も里耶秦簡の「守」と睡虎地秦簡の「畜夫」は職責が對應しているとして、同じ見解

に立つ。¹⁴⁾

秦代の縣における「某守」が何を意味するのかについては、950の記述が示唆に富む。

卅四年二月丙申朔己亥、貳春郷守平敢言之。廷令平代郷茲守貳春郷。今茲下之廷、

而不屬平以倉粟米。問之、有(又)不告平以其數、卽封倉以私印去。茲繇(徭)使未智(知)

遠近、而倉封以私印。所用備盜賊糧盡在倉中、節(卽)盜賊發、吏不敢

蜀(獨)發倉、毋以智(知)粟米備不備、有(又)恐乏追者糧食。節(卽)茲復環(還)之官、可毆(也)。(950正面)

不環(還)、謁遣令史與平雜料之。謁報、署□發。敢言之…(略)…。(950背面)

〔始皇三十四年二月四日、貳春郷守の平が申し上げます。縣廷は平をして郷耆夫の茲の代わりに貳春郷を守させました。

今、茲は川を下って縣廷へ行きましたが、平に倉の穀物を託しませんでした。このことを尋ねても、平にその數量を

告げず、私印で倉を封印して去ってしまいました。茲が徭使でどこにいるのかわかりませんのに、倉は私印で封印さ

れています。盜賊への備えに用いる食糧は倉のなかにあり、もし盜賊が発生しても、官吏は勝手に倉を開けたりしま

せんので、穀物の備蓄の有無を知りようがなく、追捕する者の食糧が缺乏しないかと危惧しております。もし茲がま

た郷官に戻るのであれば問題ありません。戻らないのであれば、令史を派遣して平とともに計量させていただきます

存じます。返信の際は、「□が開封のこと」と記してください。以上、申し上げます…。〕

ここでは、「貳春郷守」の平という人物が貳春郷を「守」していると述べており、縣の「某守」が守官を指していることは疑いない。

この文書のなかで平は、茲が穀物の貯藏量を知らせてくれなかったことや、茲の私印で封印されたために穀倉を開けられなくなってしまうことをあげつらっているが、これは平が茲から職務を引き継ぐ立場にあったことを物語っている。ただし、茲は徭使、すなわち出張で不在なだけなので、「復た環(還)りて官に之く」ともあるように、いずれは貳春郷

に歸任するはずである。よって、平は茲の純粹な後任であつたわけではない。實際、この三か月半後の始皇三四年五月二五日に「貳春□茲」が文書を發しており(9-169+173)、その歸任を確認できる。つまり、貳春郷守の平は眞官の貳春郷齋夫である茲の留守を預かつて、その職務を代理しているのである。「某守」が守官を指し、さらにその「守」が代理を意味していることは明白であろう。鄒文玲氏は、文書を發信する際、相手方を「某主」と呼んで敬意を示すのに對し、自らを「某守」として謙讓の意を表したとするが、¹⁶⁾ 〇〇による限り、その説も苦しいといわざるを得ない。

鄒水傑氏と劉正華氏は、里耶秦簡では「齋夫」に比して某「守」があまりに多い。よつてこの「守」は守官ではあり得ず、「齋夫」のことであり、長官を意味するという論法をとる。しかし、「齋夫」の語が少ない理由は先述のとおり、「機關名十人名」という表記を用いて職位の「齋夫」を省略するからである。鄒氏と劉氏は、この表記法については何ら言及していない。

そして、守官の齋夫が多い理由もはっきりしている。

遷陵吏志	官齋夫十人	今見二人	長吏三人
吏員百三人	其二人缺	官佐五十三人	其二人缺
令史廿八人	三人繇(徭)使	其七人缺	今見一人
【其十】人繇(徭)使	今見五人	其二人繇(徭)使	凡見吏五十一人
【今見】十八人	校長六人	今見廿四人	
	其四人缺	牢監一人	

(9-633)

この「遷陵吏志」には、遷陵縣に所屬する各官職の定員數と缺員・現員數が記されている。ここで注目すべきは官齋夫の現員數で、定員一〇名のところ五名しかない。前掲〇〇では、眞齋夫が徭使で不在であるために守齋夫が置かれていたことになり、缺員であればそれはなおさらであろうから、官齋夫の半數は守官で補われていたことになる。里耶秦簡に守齋夫

が頻出するのも當然であろう。

また、「守」を最高長官と解する鄒水傑氏は、「縣名十守」も縣の長官の意と解する。しかし、張家山漢簡「奏讞書」案例一八においては、劾された「攸庫」（同案例中に「庫爲攸令」とあり、眞官の縣令であることは明らか）に代わって、「脩（攸）守媼」が治獄を擔當している。このことを踏まえると、やはり「縣名十守」は代理縣令の守令と解するべきである。

ここであらためて里耶秦簡における官職名の表記形式をまとめておくと、縣令および縣尉・官嗇夫・鄉嗇夫の眞官は「縣名／機關名十人名」、守官は「縣名／機關名十守」となる。縣丞の眞官は「縣名十丞」、守官は「守丞」と表記される。ちなみに、郡太守は「郡名十守」で表されるが、この場合は守官ではなく眞官である。¹⁷⁾

(2) 遷陵縣における守官の種類

里耶秦簡における官職名の表記形式に鑑みると、遷陵縣に存在が認められる守官としては、「守」（8-1516など二件）「守丞」（5-1など九八件）「尉守」（8-88など八件）「發弩守」（8-717など四件）「倉守」（6-17など六二件）「少内守」（8-58など五一件）「司空守」（8-14など四四件）「田（官）守」（8-672など二三件）「庫守」（8-1514など一〇件）「廩舍守」（9-502+1526など四件）「畜官守」（8-199+688+1017+9-1895など二件）「廩守」（8-163）「啓陵鄉守」（8-88など三二件）「貳春鄉守」（8-645など三〇件）「都鄉守」（8-152など二二件）の一五種類をあげることができる。

登場回数は守丞が群を抜く。これは、遷陵縣廷發行文書の差出名義人となることが多いためである。それに次ぐ倉守・少内守・司空守は、穀物や金銭の出納に關わり、その證票である券に名が記載されるので出現頻度が高くなっている。

守（＝遷陵守令）としてはっきり認識できるのは二簡（8-1516と9-2395）のみであり、どちらも祿という人物が務めている。¹⁸⁾ 紀年を持つ8-1516は始皇二六年二月八日のもので、二五年の遷陵縣設置からまだ間もない。そして、最初に眞官の遷陵令（遷陵拔）を確認できるのは二六年六月三日（11-10）である。¹⁹⁾ これらを照らし合わせると、祿は拔が着任す

るまでの間、守令として遷陵縣成立當初における眞令の空席を補っていたのではなからうか。

なお、尉守と發弩守の記述が少ないのは、里耶秦簡の大多数が遷陵縣廷で扱われた行政・司法系の文書・簿籍であり、尉の管轄に屬する軍事系の資料がもとより多くないためと考えられる。

遷陵縣における守官の對象をまとめると、長吏（令・丞・尉）と諸官・郷官の長である嗇夫ということになる。⁽²⁰⁾ 縣の令・丞・尉の守官が存在したことは濱口重國氏が論じたとおりであるし、官嗇夫に守官が置かれたことも後掲する睡虎地秦簡・置吏律の規定からすでに知られていた。さらに郷嗇夫の場合については、孫聞博氏が居延漢簡45.1A.A8に「西郷守有秩（＝有秩嗇夫）」とあることを指摘しているので、想定内の結果といえる。

ただこの結果は、縣廷の令史・令佐、諸官の官佐・官史、郷官の郷佐・郷史といった各機關で實務を擔當する少吏の守官が、里耶秦簡のなかには存在しないという意味でもある。

これに對して、漢簡においては少吏の守官も少なくない。例えば、

萬世隧長至 其六月甲子 調守令史、將護罷卒濟陰郡成陽縣南陽里狄奉。

（居延漢簡152+119.4A32）

甘露四年二月己酉朔癸丑、西郷守有秩世・守佐眞敢告尉史。宛東……□

掖居延界中。案、母官獄徵事、當爲傳。謁移過所縣邑侯國、勿苛留……□

言之。謹案、張斗年爵如書、母徵事。敢言之。／二月癸丑、宛丞備移……□（肩水金關漢簡73EJ110:315A）

というように、「守令史」や「守（郷）佐」が見える。鷹取祐司氏はこの「守令史」の例について、罷卒引率が令史の職務であったからとし、漢代ではその官固有の職務に従事させるために守官を任命する場合があったという。⁽²¹⁾

詳しくは後述するが、里耶秦簡ではこれと同様の機能を「假官」が擔っている。王剛氏によれば、假官は漢代以後徐々に姿を消し、常置の官となった假佐・假司馬・假侯などに呼稱を残すのみになったという。⁽²²⁾ その過程において、假官の持っていた機能は守官に吸収されたのであろう。里耶秦簡と漢簡における少吏の守官の有無には、こうした守官運用方法

の違いにも一因があつたと考えられる。

二、遷陵縣における守官の任職者

(1) 兼任の性質の確認

大庭脩氏の言によれば、「守官は他に自己の本官を持ち、一人で二官を兼ねている兼任」である。その論據としては、例えば『漢書』張敞傳の、

潁川太守黃霸以治行第一入守京兆尹。霸視事數月、不稱、罷歸潁川。

〔潁川太守黃霸、治行第一なるを以て入りて京兆尹を守す。霸の視事すること數月なるも、稱わざれば、罷めて潁川に歸る。〕

という記事があげられる。試用を全うできなかった黃霸が潁川郡に歸任できたのは、本官である潁川太守の身分を保持したまま京兆尹を守っていたからにほかならない。さらに、『漢書』百官公卿表に「光祿大夫非調、大司農と爲る」とあるところ、これと同一とおぼしき人物が居延漢簡214.33.A8では、「守大司農光祿大夫臣調」と稱しており、光祿大夫のまま大司農を兼任していたことがわかる。

さらに、濱口重國氏が指摘したような郡吏による縣長吏の守官については、『漢書』原涉傳に、

茂陵守令尹公新視事……(王游公) 說尹公曰、君以守令辱原涉如是、一旦眞令至、君復單車歸爲府吏。

〔茂陵守令尹公、新たに視事す……(王游公) 尹公に説きて曰く、君、守令を以て原涉を辱むることは是くの如きも、一旦眞令至らば、君、復た單車もて歸りて府吏と爲る。〕

とあるように、眞令が着任すれば茂陵守令尹公はもとの郡吏に戻る事となっていた。これも、郡吏の身分をもつて茂陵

守令を兼ねていたことを示すものである。

守官の任職者は本官の身分を保持したまま守官の任に就き、守官の任が解かれれば本官に復帰する。要するに、守官の直前あるいは直後の官職が守官任職者の本官ということになる。この原則に依據すれば、里耶秦簡の記述に基づいて異動の流れを復元したうえで、秦の遷陵縣においては、どの守官にどのような者が任じられていたのかを解明できるといってわけである。まずは、依據すべきその原則が秦の遷陵縣でも成り立つのかを検証しておこう。

表一 遷陵縣各守官一年以内の前職と後職

	年月日	前職	年月日	守丞任職者	年月日	後職	本官
1	26. 12. 27	倉守 (8-1452)	27. 10. 23	敬 (8-63)	28. 01. 07	貳春郷 (9-22)	貳春郷畜夫? [*]
2	32. 01. 09	司空 (8-478)	32. 04. 08 —32. 04. 26	卬 (8-155/8-158/ 9-2251/8-2280+11②1786)	33. 03. 19	司空 (8-1135)	司空畜夫
3	32. 09. 24	少内 (J1②2301)	33. 05. 22	敬 (9-1871+1883+1893+ 2409+2471)** ^c	34. 12. ??	少内 (J1⑩1170)	少内畜夫
4	33. 07. 27	司空守 (9-816)	34. 01. 04 —34. 02. 30	卬 (9-49/8-197/9-2314/ 8-1538+9-1634)	34. 07. 12	守丞 (8-1525)	少内畜夫?? ^B
5	?	?	34. 06. 11	簡 (9-757)	34. 07. 18	倉 (9-528)** ^c	倉畜夫
6	34. 02. 30	守丞 (8-1538+9-1634)	34. 07. 12 —34. 08. 03	卬 (8-1525/9-2203)	?	?	少内畜夫?? ^B
7	34. 08. 16	司空守 (9-323)	34. 08. 21 —34. 後9. 30	敬 (9-2224/8-1449+1484)	35. 03. 08	貳春郷 (8-1293+1459+1466)	貳春郷畜夫
8	35. 04. 02	倉 (8-1167+1392)	35. 06. 21	簡 (8-1008+1461+1532)	?	?	倉畜夫
9	35. 06. 12	庫 (8-845/8-907+923+1422/ 8-1002+1091/8-1162+1289+ 1709)	35. 07. 09	建 (8-673+2002+9-1848+ 1897)** ^c	36. 06. 12	庫 (8-993/8-1055+1579)	庫畜夫
	年月日	前職	年月日	少内守任職者	年月日	後職	本官
10	28. 07. 29	令史/令佐 (8-767)	28. 08. 18	敬 (8-409)	30. 02. 14	田官守 (8-672)	令史/令佐

*グレーの部分は一年以上離れた官歴のため、検討の対象外

11	?	?	30.09.05	響 (8-890+1583)	31.01.04	同姓中 (8-212+426+1632)	?
12	30.09.15	令史\令佐 (9-982)	30.09.19	響 (8-1783+1852)	31.11.01	令史 (9-85+1493)	令史
13	31.後9.07	令史\令佐 (9-1863)	31.後9.23	嬢 (8-2034)	?	?	令史\令佐
14	31.09.11	倉 (8-211)	32.01.09	長 (8-478)	32.03.20	倉 (9-3331+11、 ^⑭ 300+764、 J1 ^⑭ 66、J1 ^⑭ 375、J1 ^⑭ 639+ 762、J1 ^⑭ 649+679、J1 ^⑭ 650+ 652、J1 ^⑭ 654、J1 ^⑭ 656+J1 ^⑭ 434、J1 ^⑭ 675、J1 ^⑭ 685、J1 ^⑭ 698、J1 ^⑭ 719、J1 ^⑭ 480、 J1 ^⑮ 490)	倉藩夫
15	32.03.20	倉 (9-3331+J1、 ^⑭ 300+764、 J1 ^⑭ 66、J1 ^⑭ 375、J1 ^⑭ 639+ 762、J1 ^⑭ 649+679、J1 ^⑭ 650+ 652、J1 ^⑭ 654、J1 ^⑭ 656+ J1 ^⑭ 434、J1 ^⑭ 675、J1 ^⑭ 685、 J1 ^⑭ 698、J1 ^⑭ 719、J1 ^⑭ 480、 J1 ^⑮ 490)	32.04.09	長 (8-152)	33.02.09	倉 (8-561)	倉藩夫
16	32.10.03	啓陵郷中 (9-30)	33.11.26 —33.02.03 以前	眞 (9-14/9-1887 *c)	33.02.03	庫中 (9-1887)	?
17	33.01.09	令史\令佐 (8-651)	33.02.09	履 (8-561)	33.03.16	令史\令史 (8-1141+1477)	令史\令佐
18	34.11.01	令史 (9-1173、9-2139)	34.11.24	千 (8-886+1220)	34.11.28	倉中 (9-209、9-495+498、 9-1931+2169)	令史
19	30.09.19	發誓佐 (8-1783+1852)	34.09.02 —34.09.19	狐 (8-1170+1179+2078/ 9-745+1934/9-1901+2132/ 9-1144/8-345+806/ 8-1816+1855)	35.08.01	啓陵郷中 (8-1029)	?
20	34.11.01	倉中 (9-1173、 9-1224+1553、9-2139)	34.後9.06	嬢 (8-838+9-68)	35.10.24	令史 (9-56+1209+1245+1928+1973、 9-186+1215+1295+1999)	令史
21	34.08.04	眞春郷中 (8-1527)	34.後9.26	平 (8-843+1240)	34.後9.30	令佐 (8-1449+1484)	令佐

22	34 後 9. 26	倉守 (8-843+1240)	35. 10. 24	履 (9-56+1209+1245+1928+1973 9-186+1215+1295+1999)	35. 11. 01	令史\令佐 (8-69+143+2161)	令史\令佐
23	年月日	前職	年月日	田官守任職者	年月日	後職	本官
24	?	?	31. 10. 01 -31. 11. 02	婦 (8-56, 8-1545, 8-1739/ 8-821+1584/9-85+1493/ 8-766, 9-13)	31. 12. 01	倉、倉守、 (8-1081, 8-1239+1334, 9-2334) ※ ^三	?
25	29 後 9. 27	少内 (8-164+1475)	31. 01. 01 -31. 03. 01	貳 (9-726+1033/8-1580/ 9-813+1122/9-440+595/ 8-2249/8-800+9-1109-16/ 8-448+1360, 8-606, 8-763)	31. 03. 14	倉、倉守、 (8-760) ※ ^一	少内畜夫、 庫畜夫?
26	31. 06. 29	庫 (8-173)	31 後 9. 02	貳 (8-1905+9-309+976)	32. 03. 09	田官守 (9-64)	庫畜夫
27	31. 07. 29	啓陵郷佐 (8-1550)	34. 11. 01	陸 (9-1173, 9-1224+1553, 9-2139)	34 後 9. 06	少内守 (8-838+9-68)	?
28	34. 11. 24	少内守 (8-886+1220)	34. 11. 28	十 (9-209, 9-495+498, 9-1931+2169)	34. 12. 09	令史\令佐 (9-2314)	令史\令佐
29	33. 06. 08	令史\令佐 (8-768)	34 後 9. 26	履 (8-843+1240)	35. 10. 24	少内守 (9-56+1209+1245+1928+1973, 9-186+1215+1295+1999)	令史\令佐 (→ ^二)
30	35. 11. 01	郡郷守 (9-1088+1090+1113)	35. 01. 01 -35. 03. 01	攝 (8-839+901+926/ 8-169+233+407+416+1185 ※ ^一 /8-562+795+1820)	35. 07. 22	令史\令佐 (8-1554)	令史\令佐
31	35. 07. 22	令史\令佐 (8-1554)	35. 07. 29 -35. 08. 05	攝 (8-257+937+1078/8-1544)	?	?	令史\令佐
32	01. 11. 03	少内佐 (9-1032)	01. 06. 04	説 (9-950+1262)	?	?	倉佐?
33	01. 06. 10	庫 (9-1146+1684)	01. 06. 11	平 (9-146)	01. 08. 02	庫 (6-23+9-2049+2164, 9-2038)	庫畜夫
34	31. 12. 02	田官佐\田官短 (9-710)	31. 01. 03	敬 (8-764/9-762)	31. 03. 14	倉佐 (8-760)	田官佐\田官史
	年月日	前職	年月日	田官守任職者	年月日	後職	本官

35	31. 03. 14	倉佐 (8-760)	31. 04. 13 —31. 07. 01	號 (9-901+902+960+1575/ 9-763+775/8-1014+9-934/ 9-1117+1194/9-174+908/ 8-781+1102/8-2246, 9-41)	31. 07. 23	田官守 (8-1574+1787)	田官佐、 ?
36	31. 07. 01	田官守 (8-2246, 9-41)	31. 07. 23**	號 (8-1574+1787)	33. 05. 己巳	司空佐 (9-2314)	田官佐? (↓35)
37	31. 後9. 02	倉守 (8-1905+9-309+976)	32. 03. 09	貳 (9-64)	32. 05. 25	庫 (8-1069+1434+1520)	庫番夫
38	33. 02. 03 以前	庫 (9-1887)	33. 06. 13 —33. 06. 18	貳 (8-274+2138/9-2344)	34. 12. ??	庫 (11⑩1170)	庫番夫
	年月日	前職	年月日	同部中職者	年月日	後職	本官
39	?	?	30. 06. 25 —31. 10. 06	控 (8-1647/9-1078/ 8-216+351+525/8-29+271)	31. 05. 30	將捕爰假倉 (8-1559)	?
40	30. 09. 05	少内守 (8-890+1583)	31. 01. 04 —31. 01. 16	肆 (8-212+426+1632/ 8-474+2075)	?	?	?
41	31. 04. 01	令史 (9-761)	31. 04. 07	備 (8-2151+2169)	?	?	令史
42	32. 10. 06	令史\令佐 (9-30)	32. 10. 27	國 (9-2289)	32. 03. ??	令史 (9-3271)	令史
43	33. 02. 03	庫守 (9-1887)	33. 05. 己巳	取 (9-2314)	34. 01. 04	令史\令佐 (9-49)	令史\令佐
44	31. 02. 10	司空守 (9-105)	33. 07. 27	取 (9-816)	34. 01. 04	守丞 (9-49)	?
45	34. 11. 24	少内佐 (8-886+1220)	34. 12. 06	沈 (9-2314)	34. 12. 09	司空佐 (9-2314)	司空佐
46	34. 05. 25	貳春郷 (9-165+473)	34. 08. 13 —34. 08. 16	控 (8-1635/9-323)	34. 08. 21	守丞 (9-2224)	貳春郷番夫
47	?	?	35. 08. 05	俱 (8-1544)	35. 08. 28	令史\令佐 (8-22+131+378+514)	令史\令佐
48	35. 08. 28	令史\令佐 (8-22+131+378+514)	35. 08. 29 —35. 08. 30	俱 (8-2093+2180/ 8-824+1974)	35. 09. 01	令佐 (8-1751+2207)	令佐
49	?	?	01. 06. 10	罷 (9-1146+1684)	01. 08. ??	令佐 (9-1265)	令佐
	年月日	前職	年月日	庫中任職者	年月日	後職	本官
50	33. 02. 03 以前	少内守 (9-1887) **	33. 02. 03	取 (9-1887)	33. 05. 己巳	司空守 (9-2314)	令史\令佐 (↓43)

	年月日	前職	年月日	都郷守任職者	年月日	本官	本官
51	28. 01. 12	貳春郷 (9-22)	28. 05. 16	敬 (8-170)	28. 07. 22	令史\令佐 (8-1562)	貳春郷番夫? 令史\令佐? ※1
52	31. 05. 04 ※2	倉 (8-2245)	31. 05. 11	昶 (8-2011)	31. 05. 11	倉 (8-45+270)	倉番夫
53	32. 05. 25	庫 (8-1069+1434+1520)	32. 06. 28	武 (8-1443+1455)	32. 22. 壬辰	庫 (8-26+752)	庫番夫
54	32. 01. 17	啓陵郷佐 (8-157)	33. 07. 26	千 (8-1537)	34. 10. 04	令史\令佐 (8-183+290+530)	令史\令佐
55	?	?	35. 11. 01	擇 (9-1088+1090+1113)	35. 01. 01	倉守 (8-839+901+926)	令史 (↓30)
56	35. 06. 19	少内 (8-888+936+2202)	35. 07. 22	沈 (8-1554)	35. 08. 07	少内 (8-811+1572)	少内
57	01. 11. 03	令佐 (9-1032)	01. 11. 09	瘞 (9-128+204. 9-785+1259)	?	?	令佐
58	34. 06. 11	令佐 (9-885)	01. 03. □□	章 (9-2253)	01. 05. 07	令佐 (9-2232)	令佐
	年月日	前職	年月日	貳春郷守任職者	年月日	後職	本官
59	27. 08. 20	令史\令佐 (8-133)	28. 02. 20	行 (9-31)	?	?	令史\令佐
60	29. 12. 14	令史\令佐 (8-1524)	30. 10. 05 —30. 10. 13	緯 (8-1515/8-787+1327)	?	?	令史\令佐
61	28. 09. 08	令史\令佐 (8-1463)	30. 11. 28	朝 (9-18)	30. 09. 05	令佐 (8-890+1583)	令佐
62	?	?	30. 09. 05	帯 (9-1210+2286)	31. 07. 29	啓陵郷守 (8-1550)	?
63	?	?	31. 08. 16	履 (9-465+1412)	31. 後9. 03	令史\令佐 (8-1561)	令史\令佐
64	?	?	34. 02. 04	平 (9-50)	34. 08. 04	貳春郷守 (8-1527)	令佐 (↓21)
65	34. 02. 04	貳春郷守 (9-50)	34. 08. 04 ※2	平 (8-1527)	34. 後9. 26	少内守 (8-843+1240)	令佐 (↓12)
	年月日	前職	年月日	啓陵郷守任職者	年月日	後職	本官
66	31. 10. 30	令史 (8-821+1584)	31. 01. 29 —31. 02. 07	尙 (8-925+2195. 8-1241/9-450)	31. 05. 04 ※2	令史 (8-2245)	令史
67	31. 04. 09	令史 (8-1115+1335)	31. 04. 21 —31. 04. 26	丞 (8-1278+1757/9-2341/ 9-38/9-1923)	31. 05. 08	令史 (9-763+775)	令史
68	30. 09. 05	貳春郷守 (9-1210+2286)	31. 07. 29	帯 (8-1550)	?	?	?
69	31. 07. 29	啓陵郷佐 (8-1550)	31. 後9. 26 —32. 10. 03	取 (9-48/9-30)	33. 11. 26	少内守 (9-14)	啓陵郷佐

70	34. 11. 24	司空 ² 、司空守 ² 、假司空 ² 、 (8-86+1220)* [○]	34. 05. □□	唐 (9-1204)	34. 08. 04	令史 (9-2203)	令史
71	34. 07. 10	啓陵郷佐 (8-1525)	35. 05. 12	恬 (8-770)	?	?	啓陵郷佐
72	34. 09. 19	少内守 (9-1901+2132)	35. 08. 01 -35. 08. 03	狐 (8-1029/8-769)	01. 05. 07	庫佐 (9-2232)	?

※A：テキストは前職 (11[○]2301) とともに「段」とするが、寫真により「段」と釋した。

※B：肥は始皇二八年頃に少内齋夫を務めている (8-60+65+66+748)。紀年はないが、同簡に見える「遷陵丞臚」=遷陵守丞臚之の活動時期から二八年とわかる¹⁾。

※C：始皇三三年六月一八日の田官の文書に「衛手」とある (9-2344) ので田官佐か田官史となるが、寫真では「衛」に見えない。

※D：テキストは「倉□」とするが、寫真により「倉衛」と釋した。

※E：始皇三四年八月四日の倉の文書に「阨手」とある (9-1559) ので倉佐か倉史となるが、記載内容と寫真により「卻手」と釋した。

※F：「遷陵守」と「建」の間に一字分の缺損あり。9-1282と9-984+1152に「遷陵守丞建」とあるので、「丞」が缺けているものと思われる。

※G：「少内取」とあるが、取はこれ以前に啓陵郷佐として啓陵守 (9-30)、以後に令史または令佐 (9-46) を務めていることから、「少内守取」の誤りとと思われる。

※H：「倉妃」とあるが、任職期間が短く、眞官の倉齋夫である是の任職期間に挟まれているため、「倉守妃」の誤りの可能性がある。

※I：「倉武」とあるが、任職期間が短く、眞官の倉齋夫である是の任職期間に挟まれているため、「倉守武」の誤りの可能性がある。

※J：「倉」と「擇」の間は一字分缺損しているが、他簡の記述から「倉守擇」と思われる。

※K：中間の始皇三二年二月一日に眞官の田齋夫である鼈が執務している (9-710) ことから、35と36の任期は聯續しない。

※L：「敬」には同名異人が存在したため(本文註 (31) 参照)、「都郷守敬」が前職と後職のどちらと同一人物なのか判断し難い。

※M：紀年はないが、記載されている人物と職務の組み合わせおよび日附の干支から始皇三二年とわかる。

※N：中間の始皇三四年五月二十五日に眞官の貳春郷齋夫である茲が執務している (9-165+173) ことから、64と65の任期は聯續しない。

※O：「司空唐」とあるが本官は令史なので、「司空守」もしくは「假司空」の誤りの可能性がある。

表一は、官歴の聯續性のある程度擔保できる一年の範囲に限り、守官任職者の直前および直後の官職が判明する事例をあげたもので、總数は七十二件である。史料制約のため官歴にはどうしても抜けが生じてしまうが、それでも守官の直後に、直前と同じ眞官の職へ復歸している例を一六件(表一・2・3・9・12・14・15・17・33・38・42・48・52・53・56・66・67) 確認することができる。

加えて、守官の後に、また別の守官を経てから復職しているケースが三件あり、壬は令史↓少内守↓倉守↓令史(表一・18・28)、武は庫↓倉守↓田官守↓庫(表一・26・37)、茲は貳春郷↓司空守↓守丞↓貳春郷(表一・46・7)と異動している。特に、壬の少内守と倉守の間は四日、茲の司空守と守丞の間は五日しか離れていないので、本官に戻ることなく守官から守官へ直接轉任した可能性が高い。なお居延漢簡には、

第十守士吏李孝 今調守萬歲候長。有代罷。

(E.P.F22: 256.A8)

という記述があり、鷹取祐司氏も、「ある官の守官者がさらに他の官を守す場合もあった」と述べている。

それから補足として、守官を離任した後、再び同じ官職を守る場合のあったことも指摘しておく。例えば表一において、阨(表一・4・6)と銜(表一・5・8)は守丞を、武は倉守(表一・25・26)と田官守(表一・37・38)をそれぞれ二度務めている。ちなみに、武は始皇三二年に倉守となっているが、それ以前に眞官の倉嗇夫も経験している(始皇二八年六月二十六日の81490+1518など)。

こうして見てみた限り、本官の身分を保持したまま守官の任に就き、守官の任が解かれれば本官に復歸するという兼任の原則は、秦代においても同様だったようである。この原則が成立するのであれば、守官の前後いずれかの眞官しかわからない場合も、それが本官であると見なし得る。

それではこのことを踏まえたうえで、遷陵縣における守官任職者を確かめてみる。

(2) 長吏の守官の任職者

すでに明らかにしたとおり、遷陵縣における守官の対象は、長吏(令・丞・尉)と官嗇夫・郷嗇夫である。

まず、そのうちの縣令の守官任職者についてだが、遷陵守の祿が發行した文書である8-1516に、「荊山道丞の印を以て行う」とある。荊山道丞の印を所持しつつ、それを用いて遷陵縣の業務を處理していることから、祿の本官は荊山道丞で

あり、その身分をもって遷陵令を守っていたに相違ない。これによって、他縣（道）の丞が守令を務める場合のあったことが確認される。

一方、前述した濱口重國氏の研究では、

王梁字君嚴、漁陽要陽人也。爲郡吏、太守彭寵以梁守狐奴令。

〔後漢書〕王梁列傳

周防字偉公、汝南汝陽人也……防年十六、仕郡小吏。世祖巡狩汝南、召掾史試經、防尤能誦讀、拜爲守丞。

〔後漢書〕周防列傳

故山陽府卒史・防東守尉司馬□字季德。

〔隸續〕防東尉司馬季德碑

といった史料を引用し、郡太守の任命によって、郡の屬吏が縣長吏の守官となる場合の多いことを論證している。

これは主に後漢の状況を述べたものだが、秦の遷陵縣にもあてはまるかが焦点となる。しかし残念ながら、里耶秦簡は遷陵縣を中心とした資料であるため、官吏の縣外における経歴についてはごくわずかな記載しか残されていない。そして、長吏の守官任職者が郡から派遣されてきたことを明示する記述も見当たらない。

ただし、漢初の張家山漢簡「二年律令」具律一〇二簡に、次のような規定が見える。

縣道官守丞毋得斷獄及讞（讞）。相國・御史及二千石官所置守・段（假）吏、若丞缺、令一尉爲守丞、皆得斷獄・讞

（讞）……（略）……。

〔縣・道官の守丞は裁判や上級官署へ判断を仰ぐことはできない。相國・御史および二千石官が置いた守吏や假吏、もしくは丞が缺員で、尉のうちの一人を守丞とした場合は、いずれも守丞は裁判や上級官署へ判断を仰ぐことができぬ……。〕

周知のごとく、「二千石官」には郡太守が含まれ、それが「守吏」を置く場合のあったことがわかる。そして記載内容から、ここでの「守吏」が裁判を主宰し得る縣長吏の守官であるのは明らかで、濱口氏の述べたところとはほぼ符合する。し

たがって、秦代の縣にも郡選による長吏の守官がいたことは否定できない。

さらにこの具律の規定からは、郡太守によって置かれる守丞のほかにも、縣や道で任命する場合や、縣尉が務める場合のあったことがわかる。こちらは縣内人事であるので、里耶秦簡から遷陵縣における状況をうかがい知ることができる。

遷陵守丞の任職者については、すでに楊智宇氏が考察を行っている。楊氏は、色と銜の守丞在任と同時期の簡に、「司空色」「倉銜」という記述が見える(ことなどを根據として、「少なくとも司空と倉の長官は守丞に就任できた」と述べた。ただ、里耶一號井第九層出土簡の大部分が未公開だった時期の論考のため、「その他の官署の責任者が守丞に就任できたかについては、目下證明できる材料がなく、しばらく存疑とせざる得ない」というにとどめている。そこで史料状況が改善された今、第九層出土簡を交えてあらためてこの點を検證してみたい。

表二 歴代の遷陵丞と守丞

年月日	眞丞	守丞	年月日	眞丞	守丞
26. 11. 09		戊 (9-1114)	31. 09. 18	𠄎 (8-140)	
26. 02. 29		敦狐 (9-1112)	31. 後 9. 02	𠄎 (8-1560)	
26. 05. 05		敦狐 (9-1861)	31. 後 9. 27	𠄎 (9-1417+1691)	
26. 05. 24		敦狐 (11⑥ 9)	32. 10. 04	𠄎 (9-48)	
26. 06. 02		敦狐 (8-138+174+522+523)* ^a	32. 10. 06	𠄎 (9-30)	
26. 06. 03		敦狐 (9-2287)	32. 12. 22	𠄎 (9-1869)	
26. 06. 13		敦狐 (8-406)	32. 01. 20	𠄎 (8-157)	
26. 08. 27		敦狐 (8-1743+2015)	32. 03. 01	𠄎 (8-62)	
26. 09. 02		敦狐 (8-135)	32. 03. 09	𠄎 (9-64)	
27. 10. 23		敬 (8-63)	32. 03. 13	𠄎 (9-52)	
27. 11. 28		敦狐 (9-1408+2288)	32. 04. 08		𠄎 (8-155)

*グレーの部分は日附が不明確なもの

27. 12. 01 以前	鍾 (9-705 + 1111 + 1426)		32. 04. 09		句 (8-158)
27. 12. 01		姦狐 (9-705 + 1111 + 1426)	32. 04. 11		句 (9-2251)
27. 12. 21		姦狐 (9-23)	32. 04. 26		句 (8-2260 + J1 ㊸ 1786)
27. 03. 05		姦狐 (J1 ㊸ 6)	32. 09. 01		鐘 (8-664 + 1053 + 2167)
27. 03. 06		姦狐 (8-1510)	33. 10. 20		鐘 (9-21)
27. 03. 11	鍾 (J1 ㊸ 5)		33. 02. 01		鐘 (8-154)
27. 03. 13	鍾 (J1 ㊸ 6)		33. 05. ?? 以前		鐘 (9-1420 + 1421)
27. 03. 16	鍾 (9-2283)		33. 05. 22		姦
27. 06. 13	鍾 (J1 ㊸ 849)		33. 06. 01 以前		(9-1871 + 1883 + 1893 + 2469 + 2471) * ~
27. 08. 13	鍾 (9-2318)		33. 06. 01		句 (8-1267) * ~
27. 08. 20			33. 06. 01		句 (9-1438 + 2199) * ~
27. 08. 20	鍾 (9-706)	鍾 (8-133)	33. 06. 08		句 (8-768)
27. 08. 28			33. 06. 13		句 (9-2314)
28. 12. 12		鍾 N (8-75 + 166 + 485)	34. 10. 04		鐘 (8-183 + 290 + 530)
28. 01. 21		鍾 □ (9-3160 + 3162)	34. 01. 04		鍾 (9-49)
28. 03. 29		鍾 N (9-2346)	34. 01. 05		鍾 (8-197)
28. 07. 06		鍾 N (8-1563)	34. 01. 26		鍾 (9-2314)
28. 07. 15		鍾 N (8-75 + 166 + 485)	34. 02. 15		鍾 (8-197)
28. 08. 07 * ~		鍾 N (8-657)	34. 02. 30		鍾 (8-1538 + 9-1634)
28. 09. 08		臣 (8-1463)	34. 06. 11		鐘 (9-757) ' 叩 (9-885) * ~
28. ?? ??	叩 (J1 ㊸ 304)	鍾 N (J1 ㊸ 304)	34. 07. 12		鍾 (8-1525)
29. 12. 13 以前 * ~		鍾 (8-60 + 656 + 665 + 748) * ~	34. 08. 03		鍾 (9-2203)
29. 01. 09	叩 (8-1246)		34. 08. 21 * ~		姦 (9-2224)
29. 01. 16	叩 (9-348)		34. 後 9. 30		姦 (8-1449 + 1484)
29. 06. 12 * ~	叩 (8-60 + 656 + 665 + 748)		35. 11. 01		鐘 (8-69 + 143 + 2161)
29. 07. 14	叩 (9-33)		35. 11. 19		鐘 (9-1088 + 1090 + 1113)

29. 07. 26	昌 (8-2191)		35. 05. 12		律 (8-770)
29. 09. 20	昌 (8-1511)		35. 06. 21		衡 (8-1008+1461+1532)
30. 07. 23	昌 (8-1663+1925+2160)		35. 07. 09		建 (8-673+2002+9-1848+1897) **
30. 07. □□	昌 (9-1089)		35. 08. 28		遷 (8-22+131+378+514)
30. □□. 丙申	昌 (8-754+1007)		01. 07. 24		固 (5-1)
31. 12. 02	昌 (9-710)		01. 08. 01		固 (8-653+9-1370)
31. 01. 14	昌 (9-2056)		01. 09. 11		固 (8-653+9-1370)
31. 02. 04	昌 (8-71)		01. ??. ??**		固 枯(平 (9-728)
31. 02. 09	昌 (9-450)				齡 (8-704+706)
31. 05. 04 **	昌 (8-2245)			在任時期未詳	就 (9-249+455)

※ a : 「遷陵」と「丞敦狐」の間は一字分缺損しているが、他簡の記述から「遷陵守丞敦狐」と思われる。

※ b : 紀年はないが、記載されている人物と職務の組み合わせから始皇二八年とわかる。

※ c : 紀年はないが、「計廿八年」とあることと記載されている内容・人物などから、始皇二九年と判断できる。

※ d : 「遷陵丞臚」とあるが、他縣からの文書ということもあり、「遷陵守丞臚之」とすべきところを誤ったものと思われる。

※ e : 紀年はないが、記載されている人物と職務の組み合わせおよび日附の干支から始皇三二年とわかる。

※ f : テキストは「殷」とするが、寫真により「段」と釋した。

※ g : 「承有」とあるが、8-1267と9-1387+2199は内容が類似しており、いずれも「守丞有」とすべきところを誤ったものと思われる。

※ h : 8-1665に「司空昌」があるので、眞丞の昌とは別人と思われる。

※ i : 紀年はないが、里耶秦簡の年代で八月癸巳朔なのは始皇三四年のみ。

※ j : 「遷陵守」と「建」の間に一字分の缺損あり。8-1282と9-984+1152に「遷陵守丞建」とあるので、「丞」が缺けているものと思われる。

※ k : 9-728は年間の執務日数を記録したものであり、同簡に登場する守丞固・令佐章の任職時期に照らして、二世元年と判断できる。

表二は、遷陵縣歴代の丞と守丞を在任年月日の順に列挙したもので、遷陵守丞の経験者は二三名（戌・敦狐・敬・陘・臚之・胡・色・都・段・有・説・配・衡・昌・茲・繹・律・建・固・齡・就・枯・平）を数える。⁽²⁴⁾ 續いて表一に目を轉じ、守丞任職者の直前および直後の官職を確認してみる。すると、嗇夫から守丞、もしくは守丞から嗇夫という異動の流れを見て取れ

る。守官前後における眞官の身分がはつきしない敬(表一・一)と阨(表一・四・六)も、その官歴に畜夫の經驗を有している。

また、具體的な日附がわからないために表一からは外れているが、9728(簡文は註(18)参照)によれば平は固と同年、すなわち二世元年に守丞を務めていた。そして同じ時期に庫畜夫であったこと(9232など)を確認できる。さらに、守丞任職時期から一年以上離れてはいるものの、繹は始皇三三年一〇月一九日に發弩畜夫(9705)として、枯は二七年一月八日に畜官畜夫(9743)としてその名が見える。

それから、楊氏も引用しているものだが、遷陵縣の某屬吏の功勞や經歷を記した、

凡

鄉廿二年

爲官佐六歲。

功二

爲縣令佐一歲十二日。

勞四、三『歲』九月廿五日

爲縣斗食四歲五月廿四日。

● 凡功六三歲九月廿五日。

爲縣司空有秩乘車三歲八月廿二日。

遷陵六月廿七日、定 八月廿日

守遷陵丞六月廿七日。

可 屬洞庭

凡 五歲廿五日。凡 功三、三歲九月廿五日。

五十歲居內史七歲

(11⑩15)

という伐閱簿がある。記述によればこの人物も、司空畜夫となった後に遷陵丞を守っている。

畜夫が守丞を務めたという例は文献史料にも見えていて、

鮑宣字子都、渤海高城人也。好學明經、爲縣鄉畜夫、守東州丞。

〔漢書〕鮑宣傳

というように、鮑宣は郷畜夫となつたうえで東州縣丞を守っているのである。

楊智宇氏の指摘した司空・倉に加え、少内・庫・郷畜夫も守丞に任職していたことはほぼ疑いない。また、畜官・發弩

齋夫もその可能性を残す。ここにあがった齋夫は、里耶秦簡に確認できる遷陵縣の齋夫の大部分を占める。この結果による限り、すべての齋夫が守丞となる資格を有していたと考えてよい。

「二年律令」秩律によると、齋夫の官秩は二二〇石から二五〇石であり、縣においては二〇〇石から四〇〇石の丞・尉に次ぐ地位にある。この秩次の近さから齋夫が守丞に任じられたのであろう。そしてこの理屈からすれば、尉守にも齋夫を任じていた可能性が高い。在任時期はわからないが、尉守任職者のなかには建（8-671+721+2163）と平（9-249+451）という人物がおり、兩者とも庫齋夫の經歷を持ち（「庫建」8-825など、「庫平」9-2232など）、守丞経験者でもある（「守丞建」8-673+2002+9-1848+1897、「守丞平」9-728）。

濱口重國氏もいうように、長吏となるためには敕命官たる資格を具備していなければならず、縣の屬吏から直接眞官の令・丞・尉に昇任することはできなかった。したがって、齋夫となり、長吏の守官を務めることが縣屬吏としてのキャリアの「上がり」であったことになる。

ところで、歴代の遷陵守丞任職者のなかには、齋夫を本官とする者とは様子が異なり、守丞以外の官歴がほぼ不詳で、比較的長い期間、特定の年代のみに集中して現れる者がいる。すなわち、敦狐・臚之・固といった人物がそれである（表二参照）。

守丞固の任職日数については、9-728に二四二日と記録されている。これは、同簡に見える枯の五五日、平の五七日に比べ異様に長い。また、枯と平がほかの時期に別の官職でも登場する（前述）のに對し、固は二世元年にのみ、守丞としてだけ現れる。

敦狐は始皇二六年二月二九日から二七年三月六日の間、一年以上にわたって遷陵守丞の任にあった。一一年後の二世元年の簡（9-2267）に「倉守十五敦狐」とあるのを例外とすれば、そのほかの時期には登場せず、官職はいずれも守丞である。

守丞敦狐が活動していた時期の文書に、次のようなものがある。

〔廿七年十二月丁丑朔朔日、遷陵拔敢言……〕□遷陵興、尉贈將吏□

丞陰・吏卒在鄣中死、當置後。上診牒……〔略〕……

(9-705+1111+1426 正面)

□遷陵守丞敦狐敢言之……〔略〕……

(9-705+1111+1426 背面)

〔始皇二十七年二月一日、遷陵令の抜が申し上げます……〕□遷陵縣が軍を動員し、尉の贖が吏……を率い……丞の陰と吏卒が砦のなかで死亡しましたので、後繼者を置くことができます。診断書を上呈いたします……遷陵守丞の敦狐が申し上げます……。〕

遷陵縣の軍事行動にもなつて、丞の陰が死亡したように讀める。守丞敦狐の初出はこれより一〇か月ほど前の始皇二六年二月二十九日(9-1115)なので、陰の死亡と敦狐の遷陵守丞就任に直接の因果はないかもしれない。ただいずれにせよ、從軍による眞丞の長期不在は豫期されていたはずである。⁽²⁶⁾そして表二に示されるように、敦狐は陰の後任である歐が着任するまでの間、眞丞の缺を埋めていたと考えることができる。

陰の後任として遷陵丞となつた歐だが、

廿七年八月丙戌、遷陵拔敢言。辭曰、上造、居成固畜園、□□

欣獄。歐坐男子母害詐(詐) 僞自□

(8-209 正面)

●鞫。歐失撻(拜) 騶奇爵。有它論。貲二甲。與此同□⁽²⁷⁾

(8-209 背面)

〔始皇二十七年八月一三日、遷陵令の抜が歐に尋問する。歐が供述していうには、爵は上造で、成固縣畜園里に居住し、□……欣獄。歐は男子母害が自分の……を僞つた……●取り調べ結果。歐は誤つて騶奇に授爵した。このほかにも處罰すべき罪がある。罰金二甲。この件と同一の……。〕

廿七年八月丙戌、遷陵拔敢言。辭(辭)曰、上造、居成固畜園、爲遷陵丞。故爲啓□

□獄。歐坐男子母害詐（詐）偽自爵弗得。獄史角曹。●六月丙子論□

(9-2318 正面)

●鞫。歐失擿（拜）大男子賞橫爵。有它論。貲二甲。與此同事相逋。審。□

(9-2318 背面)

〔始皇二十七年八月一三日、遷陵令の抜が歐に尋問する。歐が供述しているには、爵は上造で、成固縣畜園里に居住し、遷陵丞であります。もと啓……□獄。歐は男子母害が自分の爵を僞つたために逮捕しなかつた罪に坐す。獄史角の曹。●六月丙子論……●取り調べ結果。歐は誤つて大男子賞横に授爵した。このほかにも處罰すべき罪がある。罰金二甲。この件と同一の案件は一つの罪と見なす。以上、明白である……。〕

とあるように、遷陵令の抜から尋問され、關聯する案件⁽²⁸⁾について複数の罪に問われている。

このなかの「詐偽自爵」については「二年律令」爵律三九四簡に、

諸詐（詐）偽自爵免・爵免人者、皆黥爲城旦舂。吏智（知）而行者、與同罪。

〔およそ自らの爵を僞つて罪を免除された者・爵によつて他人の罪を免除させた者は、いずれも黥城旦舂とする。官吏が僞りであることを知りながら免除した場合は同罪とする。〕

という規定がある。8-209と9-2318の案件において、もし歐が虚偽であることを知りながら母害を見逃していたのであれば、歐も同罪と見なされて黥城旦となり、とうてい丞ではいられない。また、睡虎地秦簡「法律答問」五九簡には、「廷行事、吏爲詛僞、貲盾以上、行其論、有（又）廢之〔判例では、官吏が虚偽をなして罰金一盾以上となり、判決が執行されれば、免職のうえ、永久に任用しない〕」ともある。そして表二からわかるように、歐はこの尋問からほどなくして姿を消し、それと入れ替わるように守丞の臚之が現れる。

臚之は少なくとも始皇二八年一月二日から二八年八月七日までの八か月間、遷陵守丞を務めている。そして、これ以外の期間にはまったく名前が見られない。職務も誤記と思われる二件（8-60+656+665+748の「遷陵丞臚」・9-2107の「丞臚之」）を除けば、すべて守丞である。ちなみに、守丞臚之の後には眞丞の昌が登場するのだが、昌が遷陵丞の職にあつ

始皇二九年一月から三二年三月までの間は、遷陵守丞の存在を確認できない。⁽³⁰⁾

濱口重國氏の研究と「二年律令」具律の規定から、秦代の縣にも郡選による長吏の守官がいた可能性のあることはすでに述べた。あくまで状況證據に基づくに過ぎないが、敦狐・臚之・固などは遷陵縣丞の長期不在や缺員を補うため、上級の洞庭太守府より派遣されてきた郡選の守丞なのかもしれない。これらの人物が遷陵縣のほかの職務に就かず、一定の時期にしか現れないのは、特に遷陵守丞を擔うべく赴任し、眞丞が歸任・着任したあかつきには遷陵縣を離れてしまうためと理解し得る。

續いて、尉が守丞を務めている状況を遷陵縣において確認できるかどうか。尉と守丞の任職者で共通する人名としては、敬をあげることができる。「尉敬」8-2206+2212など、「守丞敬」8-83など。⁽³¹⁾ところが、9-22には「貳春鄉敬」とある。縣の屬吏から眞官の長吏となることはないので同名異人がいたことになり、「守丞敬」は「貳春鄉敬」と同一人物という可能性も十分にある（守丞と貳春鄉齋夫の任職時期も一年二か月ほどしか離れていない）。

このほかに尉と守丞兩方を務めている者はいないため、遷陵尉が守丞を擔任したという確たる事例は存在しないことになる。

(3) 守齋夫の任職者

守齋夫の任職者については、睡虎地秦簡「秦律十八種」置吏律一六一簡に、

官齋夫節（即）不存、令君子毋（無）害者若令史守官、毋令官佐・史守。

〔官齋夫がもし不在ならば、君子の問題のない者、もしくは令史に官を守せしめよ。官佐・官吏に守せしめてはならない。〕

とあり、縣廷の書記官である令史が官齋夫の守官を務めたであろうことがすでに知られている。それでは遷陵縣における

この規定の運用状況を表一によって確かめてみよう。

守齋夫への任職事例のうち、一年以内の直前および直後の職がわかるものはのべ六三件。そのうち、令史を前後いずれか、あるいは両方で務めていることが確實な事例は八件(表一12・18・20・41・42・66・67・70)である。前掲置吏律の規定は官齋夫を対象としたものだが、令史が郷齋夫を守している例もそのなかに三件(表一66・67・70)含まれる。

このほか、令佐による事例が六件(表一21・48・49・57・58・61)ある。また824+331に、「令佐と爲し、田を守せしむ」とも見える。

令佐については律令中に言及がなく、里耶秦簡のほかには嶽麓秦簡「爲獄等狀四種」に見える程度で、いまだ不明な部分が多い。ただ、その職能や地位は令史と同様であり、令史との間で相互の異動があったことも指摘されている。⁽³²⁾ 例えは、

卅四年十一月丁卯朔甲午、倉守壬・佐卻出襦袍四、⁽³³⁾ 𧄸…□隸妾效等四人。袍一直(値)十五、袴一直(値)七。三
 〓人錢各卅、一人卅八。卻手。

令史連⁽³⁴⁾。

(9-495+498)

卅四年十一月丁卯朔甲午、倉守壬・佐卻出襦袍四、𧄸

一人⁽³⁵⁾八。令佐連監⁽³⁶⁾

(9-209)

というように、同じ人物が同じ日に同じ業務を、一方では令史、一方では令佐として監督しているのがその證である。

加えて、前掲「⁽³⁷⁾」の伐閼簿では、令佐となつて一年一二日後に斗食の官秩を受けている。つまり令佐には、斗食とその下位の佐史という二種類の官秩があったことになる。そして「二年律令」賜律二九七簡に、「吏に酒食を賜うに、銜(率)は秩百石にして肉十二斤、酒一斗。斗食・令史は肉十斤、佐史は八斤、酒各一斗」とあることから、令史の官秩も斗食以下であり、令佐と同じであったことがわかる。

このように、兩職はほぼ同等の扱いを受けていたようで、それは守齋夫の任職資格についても同じであったというわけ

である。

ところで、縣廷における文書の處理作成・開封は令史や令佐の仕事であった。⁽³⁴⁾表一における斜體は、遷陵縣廷が發行した文書の「手」者（Ⅱ處理作成者）と、受信文書の「半」「發」者（Ⅱ開封者）⁽³⁵⁾として名が記されていることから、そのときの官職を令史あるいは令佐として判定したものである。こうした例は一七件（表一10・12・13・17・22・28・30・31・42・43・47・48・51・54・59・60・63）存在する。

條件の重複するものを一件と見なし、前職と後職のどちらが本官か不明な表一151を除いたうえで以上を合算すると、二七件となる。さらに、守齋夫の直前・直後に限らず、一年以内に令史か令佐のいずれかであった場合（表一29・50・55・64・65）も含めれば三三件となる。守齋夫任職事例のほぼ半分が令史・令佐を本官とする者によって占められることになり、置吏律の規定は遷陵縣でも確かに機能していたといえる。

齋夫が別の齋夫を守しているケースも少なくなく、一〇件（表一14・15・26・33・37・38・46・52・53・56、疑いのある24・25・51・70を除く）を数えることができる。なかでも表一52は顕著な事例で、始皇三二年五月四日時点で倉齋夫であった是は、七日後の一日には都郷守として登場し、同日に倉齋夫としても執務している。是が倉齋夫をもって都郷齋夫を守っていたことは、まず間違いない。

前掲「秦律十八種」置吏律によれば、令史とともに「君子」も齋夫の守官となる資格を有していた。「君子」は、獄籠秦簡「秦律令（壹）」二二〇～二二二簡に、「君子の子・大夫の子・小爵及び公卒・士五（伍）の子年十八歳以上を益除して員に備う」とあることから、特定の階層を示す身分呼稱と思われる。李珣凝氏は、

…〔略〕…未卒堵壞、司空將紅（功）及君子主堵者有罪…〔略〕…。

〔秦律十八種〕一一六簡

〔一年未滿で壁が壞れた場合は、工事の責任者である司空とその壁の主管者である君子が有罪となり…。〕

…〔略〕…所城有壞者、縣司空署君子將者、貲各一甲…〔略〕…。

〔秦律雜抄〕四〇簡

〔築いたものが壊れた場合、縣司空の持ち場の責任者である君子がそれぞれ罰金一甲となる……。〕

という律文のなかに見える「君子」が城壁の管理者であることに着目し、秦簡における「君子」とは、基層管理者、縣内の高級少吏を指す語であるとする³⁶。諸官や郷官の主管者である嗇夫の立場はこれと一致しており、「君子」のなかに嗇夫も含まれるのであれば、置吏律の規定は嗇夫による守嗇夫の任職をも保証していたことになる。

それから表一で氣になるのは、諸官・郷官の佐・史が守嗇夫を務めているとおぼしき例が七件（表一・32・34・35・36・45・69・71）存在することである。特に9-2314背面（表一・45）は、

卅四年十二月丁酉朔壬寅、司空守沈敢言之。與此二追、未報、謁追。敢言之。／沈手…（略）…
十二月乙巳日入、佐沈以來。／壬發。

というように、「司空守沈」の名義で差し出されているものの、「佐沈」が持ってきたとあって、司空佐が司空守嗇夫を務めていた可能性が高い。官佐・官史（おそらくは郷佐・郷史も）を守嗇夫とすることは前掲置吏律の規定によって禁じられていたはずだが、どうしてこのような事態が起こり得るのであろうか。

實は、置吏律の禁令を回避して、佐や史を守嗇夫に任じる方法があつたようなのである。9-2308正面に、

卅一年後九月庚辰朔乙巳、毘陵郷守取敢言之。佐取爲假（假）令史、以乙巳視事。

謁令官假養・走。敢言之…（略）…。

〔始皇三一年後九月二六日、啓陵郷守嗇夫の取が申し上げます。啓陵郷佐の取は假令史となり、二六日をもって執事に就きました。官に養と走を貸與させるよう求めます。以上、申し上げます……。〕

とある。ここでも啓陵郷佐が啓陵郷嗇夫の守官を擔っているわけだが、郷佐の取が郷守嗇夫を務めながら、假令史となっている點に注目したい。

假令史の「假」は、先ほどこし觸れた假官を意味する。高震寰氏によると、假官とは、任務の必要に応じて便宜的に身

分を貸し與える措置である。また王偉氏によれば、假官は眞官と同様の職能と權威を行使したという。

實例をあげると、「南郡卒史蓋廬・摯・朔、段（假）卒史鴟復攸庫等獄簿」と題された張家山漢簡「奏讞書」案例一八では、鴟という人物を假卒史としたうえで、卒史とともに再審調査に當たらせている。また、「任務の必要に應じて」ということで假官の呼稱には、上計の責任者である「將計段（假）丞」（82+71+108など）、キノコの採集をする「求菌段（假）倉」（8459など）、猿の捕獲を擔う「將捕爰段（假）倉」（81559）というように、任務の内容が冠せられることもある。

「秦律十八種」置吏律に定められているように、令史は守畜夫となる資格を有している。988の場合、取は郷佐であるため本来は守畜夫となる資格を持たないが、令史の權能を付與されたことよって啓陵郷守畜夫に任職しているものと考えられる。

ちなみに、取は養（炊事係）と走（使い走り）の貸與を求めているが、それは81560に、

卅一年後九月庚辰朔辛巳、遷陵丞昌謂倉畜夫。令史言

以辛巳視事、以律令假養、襲令史朝走啓、

定其符。它如律令。

〔始皇三二年後九月二日、遷陵丞昌が倉畜夫に申し渡す。令史言が二日をもって執務に就いたので、律令に基づいて養を貸與し、令史朝の走の啓を受け繼がせ、割符を確定せよ。ほかは律令のとおりである。〕

とあるように、律令で保證された令史の權利であった。このことから、取が令史待遇にあったことが裏づけられる。

佐・史が守畜夫を務めているそのほかの事例も、取の場合と同様の手順を踏んでいるのだろう。8-1231に「倉吏見三人、其一假（假）令佐」とあるのは、倉佐が令佐（令史と同等の資格を持つ）の假官となつたうえで、倉畜夫を守している状態を表したものと思われる。

結局のところ、假官などを驅使すれば、守齋夫には縣屬吏の大部分を任命できたことになる。

(4) 縣の守官の任命権者

これまでに述べてきた縣の守官は、誰によって任命されていたのだろうか。

守令の任命権については、まず、「二年律令」具律において問題にしているのが「縣道官守丞」の斷獄・奏讞権であることから、縣で任命できる守官は守丞以下であったと察せられる。荆山道丞が遷陵守を兼ねている先の事例(8-1516)のように、他の縣道の丞を守令にあてるというのも、明らかに一縣の権限を越えたものである。また、「二千石官が置く所」の「守丞」といわず、敢えて「守吏」としているのは、そのなかに守令も含まれるからではなからうか。そして何より縣令の直上にあるということで、この當時から郡太守は守令の任命権を有していたと考えられる。

それから、具律の「丞缺すれば、一尉をして守丞たらしむ」は「二千石官が置く所の守・假吏」とは別に書かれているので、縣における任命に違いない。そして、缺員によって生じる状況なのだから當然に眞丞はおらず、尉も「令」せられ守丞となるので、自身を任じるわけではない。8-1406に、

男子皇榑獄薄(簿)。

廿六年六月癸亥、遷陵拔・守丞敦狐・史疇治□

とあることからわかるように、秦代の斷獄には縣の令・(守)丞がともに參與した。ところが、先の具律の規定は縣令に觸れることなく、斷獄(と奏讞)時における丞の缺員のみを問題としている。つまり、縣令がそこにいることを前提としているのである。よって、この場合において守丞を任命できるのは縣令以外におらず、少なくとも縣令は守丞の任命権を有していたと考えられる。

次に、守齋夫の任命に關しては、前掲8-100に「廷」が貳春郷を守せしめたとある。縣廷の指示書はすべて令・丞(も

しくはその守官)の名義で発行されるので、廷₁₁縣令・丞と見なすことができる。

さらに、「秦律十八種」内史雜一八九簡には、

官嗇夫免₁□□□□□□□□其官亟置嗇夫。過二月弗置嗇夫、令・丞爲不從令。 内史雜

〔官嗇夫が罷免されたならば□□□□□□□□その官はすみやかに嗇夫を置け。二か月を過ぎても嗇夫を置かなければ、

令・丞は法令に背いたものとする。 内史雜〕

とあつて、官嗇夫を罷免した後、二か月を過ぎても嗇夫を置かない場合は、令・丞が法令に違反したものとされた。つまり、官嗇夫の任命権は縣の令・丞にあつたことになる。眞官の任命権がある以上、守嗇夫についても同様であつたと考えられる。また同一九〇簡には、

…(略)…苑嗇夫不存、縣爲置守、如廢律。 内史雜

〔…：苑嗇夫が不在ならば、そのために縣が守官を置くこと、廢律のとおりにせよ。 内史雜〕

とある。苑嗇夫は中央官府の支署である都官の嗇夫だが、その在所の縣が守官の任命権を有していたことだろう。⁽³⁷⁾都官の運営には在所の縣のシステムを援用することが多く、この條文の規定も、縣が自縣の守嗇夫を任命することに準據した措置なのではないか。⁽³⁸⁾

以上を要するに、守官は守される官職の上位者によつて任命されることができる。縣が官制上別系統に屬する都官の守嗇夫を任命するという特殊なケースもあつたようだが、縣の令・丞のほう⁽³⁹⁾が都官の嗇夫より格上であるため、これもまかつたくの例外というわけではない。

(5) 遷陵縣の守官における官秩・位次の高下

大庭脩氏によれば、守官には卑秩の官が高秩の官を守するという原則があつたとのことだが、これは秦の遷陵縣におい

でも當てはまるのであろうか。

すでに述べたとおり、長官職である遷陵令を次官職である荆山道丞が守している。そして、遷陵守丞は齋夫によって擔われていることが多い。「二年律令」秩序によれば、縣丞の官秩が二〇〇石から四〇〇石なのに對し、齋夫は一二〇石から二五〇石なので、こちらも大庭氏のいう原則とほぼ合致する。それから、令史・令佐の官秩が斗食ないし佐史であることは前述した。一二〇石から二五〇石の齋夫にはおよばないので、令史や令佐による齋夫の守官も原則から外れていない。

なお、下位の者が守官を務めるといっても、令史や令佐が守丞を務めている事例は見受けられない。下位の者を守官とする場合は、令↑丞↑齋夫↑令史・令佐という階梯に基づき、一階級下の地位にある者をもってあてたようだ。

右のケースは、守官の對象官と守官任職者の職位が異なるので状況は比較的明確である。一方で、職位を同じくする齋夫による齋夫の守官もあったわけだが、その場合はどうであろうか。

「二年律令」秩序によれば、同じ「齋夫」であっても職務によつて官秩に差異があつた。表三は秩序に見える各齋夫の官秩をまとめたものである。官秩は所屬する縣によつても變わるため一定でないものの、郷・田・司空の三齋夫が上位にあつたことは明瞭である。もし原則どおりならば、これら三齋夫が下位の齋夫を守することははずだが、實際はどうか。

官歴に疑いのある表一・51・70を除外すると、そもそも上位三齋夫が別の齋夫を守している事例自體が表一・46の一例しかない。そしてその一例は、貳春郷齋夫と同じく上位グループに屬する司空齋夫の守官となつたものである。このほかは、庫齋夫↓田官守（表一・38）、倉・庫・少内齋夫↓都郷守（表一・52・53・56）というように、いずれも下位グループに屬する齋夫が上位の齋夫の守官を務めている。郷齋夫と司空齋夫の官秩は、場合によつて上下が逆轉するので表一・46の當否は判じ難いが、齋夫間の守官についても卑秩の官が高秩の官を守るといふ原則から逸脱していないように見える。

ところが、眞官の場合は守官とは状況が異なり、上位の齋夫から下位の齋夫へ異動することがあつた。例えば、始皇二

表三 「二年律令」 秩律所載の各齋夫の官秩

	447～450 簡	451～464 簡	465～466 簡	468 簡	471～472 簡
倉 齋 夫					120 石
庫 齋 夫					120 石
少内齋夫					120 石
發弩齋夫					120 石
郷(部)齋夫	200 石	200 石	160 石	200 石	120 石
田(部)齋夫	200 石	200 石		200 石	
司空齋夫	200 石	160 石		250 石	

六年十一月六日時点で貳春郷齋夫の任にある後(9-1114)は、一七年三月四日には庫齋夫となつてゐる(8-1510)し、三五年八月某日に貳春郷齋夫である茲(8-1565)は、同月末の三〇日までには異動して倉齋夫となつてゐる(8-824+1974)のである。眞官の齋夫のこのような異動を見ると、守官の場合も本當に秩次を踏まえていたのか疑わしい。

それから大庭氏は、前漢の黃霸が地方の潁川太守から首都郡を治める守京兆尹となつたように、官秩は同じでも序列の高下があり、下の位次にある官が高位次の官を守したという。この理屈でいえば、郷齋夫のなかでは縣廷所在の郷を預かる都郷齋夫が最高位ということになる。しかし9-1884には、「都郷齋夫徙りて貳春郷と爲る」とあつて、都郷齋夫から下位であるはずの貳春郷齋夫へ轉任している様子がかがわれるのである。

そのうえ遷陵縣では、少内齋夫であつた武が倉守齋夫となる(表一-25)ことがあれば、倉齋夫の是が少内守齋夫となる(表一-14)こともあるというように、同秩の齋夫間で相互に守しているケースも確認される。齋夫に位次などなかつたか、考慮されていなかったやうである。

これらを総合すると、秦の遷陵縣では官秩や位次の高下に意を拂っている印象は強くなく、齋夫という職位を一括りに扱っていた感がある。下位の官が上位の官を擔うだけだけでなく、倉齋夫と少内齋夫が相互に守しているように、同格の官が守官の任に就くこともあり得たとするのが妥當であろう。定義づけるならば、「同格以下の官が同格以上の官を守する」ということになる。

おわりに

以上、里耶秦簡に基づいて遷陵縣の官吏の異動を捉えつつ、秦代の縣における守官の任職者について考察してきた。その結果としてわかった主なことをまとめると次のようになる。

①守官の對象は長吏と諸官・郷官の長である嗇夫のみであつて、令史や令佐、諸官・郷官の佐・史など少吏の守官は存在しない。

②秦代の縣においても、本官の身分を保持したまま守官に任職し、離任後は本官へ復職するという兼任の原則が認められる。

③守令には他の縣道の丞が、守丞や尉守には嗇夫が任職していたことを確認できる。ただし、一部の遷陵守丞については、洞庭郡より派遣されてきた可能性がある。

④守嗇夫の任職者は基本的に、別の官・郷の嗇夫および令史・令佐である。ただし、本來は守嗇夫に任ずることが禁じられている官・郷の佐・史を假令史や假令佐とし、令史・令佐の資格を貸與したうえで守嗇夫に任用することがあつた。

⑤守令は郡太守、守丞は縣令、守嗇夫は縣令・丞というように、守される官職の上位者によって任命された。

⑥卑秩の官が高秩の官を守するという原則は、おおよそにおいて當てはまるものの、嗇夫による嗇夫の守官の様子を見る限り、同格の官が守することもあり得たと考えられる。

郡から守丞を派遣されることもあつたようだが、秦代では縣の裁量でかなり自由に守官を任用できたように見受けられる。「遷陵吏志」における現員数の少なさや、「居吏少なく、以て給事するに足らず」(8-F97正画)という記述からわかるように、遷陵縣は深刻な官吏不足に陥っていた。この危機を守官による代理によってどうにかしのいでいたのだろう。

今回は守官の任職者に關する事柄に焦點を絞つて行論したが、これは紙幅の都合によるところが大きい。本稿で着目し

た官吏の異動からは、昨今活潑な議論が展開されている守官の機能面についても新たな知見を得ることができる。これについてはまた別の機会に論じてみたい。

註

- (1) 濱口重國「漢碑に見えたる守令・守長・守丞・守尉等の官に就いて」(同氏著『秦漢隋唐史の研究』下巻、東京大學出版會、一九六六年)。本稿で引用する濱口氏の説は、すべてこれを出典とする。
- (2) 鎌田重雄「樂浪封泥に見えたる守丞と長史」(同氏著『秦漢政治制度の研究』、日本學術振興會、一九六二年)。
- (3) 大庭脩「漢の官吏の兼任」(同氏著『秦漢法制史の研究』、創文社、一九八二年)。本稿で引用する大庭氏の説は、すべてこれを出典とする。
- (4) 陳治國「里耶秦簡之_レ守_レ和_レ守丞_レ釋義及其他」(『中國歷史文物』二〇〇六年第三期)、孫聞博「里耶秦簡_レ守_レ・_レ守丞_レ新考——兼談秦漢的守官制度」(『簡帛研究』二〇一〇、二〇一二年)、高震竇「試論秦漢簡牘中_レ守_レ・_レ假_レ・_レ行_レ」(『出土文獻與法律史研究』第四輯、二〇一五年)、王偉「秦守官・假官制度綜考——以秦漢簡牘資料爲中心」(『簡帛研究』二〇一六秋冬卷、二〇一七年)など。本稿で引用する陳治國氏・孫聞博氏・高震竇氏・王偉氏の説は、すべてこれを出典とする。
- (5) 8-157に、「今遷陵廿五年爲縣」とあることによる。
- (6) 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物處・龍山縣文物管理所「湖南龍山里耶戰國——秦代古城一號井發掘簡報」(『文物』二〇〇三年第一期)、湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物處「湘西里耶秦代簡牘選釋」(『中國歷史文物』二〇〇三年第一期)。
- (7) 齋夫については、裘錫圭「齋夫初探」(同氏著『古代文史研究新探』、江蘇古籍出版社、一九九二年)に詳しい。
- (8) 拙稿「里耶秦簡に見える縣の部局組織について」(『中國出土資料研究』第九號、二〇〇五年)。
- (9) 例えば、陳偉主編「里耶秦簡牘校釋」第_二卷(武漢大學出版社、二〇一二年)一頁、91注(2)では、「倉守」を「倉齋夫の職務を代理する者を指す」とし、同三八頁、839注(1)では、「郷歌」を「郷の長官歌の略稱」としている。
- (10) 楊宗兵「里耶秦簡_レ守_レ・_レ丞_レ・_レ守丞_レ同義說」(『北方論叢』二〇〇四年第六期)。
- (11) 楊宗兵氏は、「遷陵守」(8-135正面)「守丞」(11-66背面・11-69背面)の敦狐と「陽陵守」(9-1背面)「守丞」(9-10背面)の慶を混用の事例としてあげる。しかし、楊

氏が「遷陵守敦狐」とする8-135正面の記載は、実際には「遷陵守丞敦狐」であるため、混用の事例には該当しない。

(12) 例えば9-1では、同一人物の名前を記すべき三箇所、「小款」「款」「申」というように、それぞれ名前が違ってしまっている。

(13) 鄒水傑『兩漢縣行政研究』（湖南人民出版社、二〇〇八年）五九～六六頁。本稿で引用する鄒水傑氏の説は、すべてこれを出典とする。

(14) 劉正華「再論里耶秦簡中的『守』和『守丞』」（『延安職業技術學院學報』第二七卷第一期、二〇一三年）。本稿で引用する劉正華氏の説は、すべてこれを出典とする。

(15) 「徭使」を「出張」とする解釋は、邢義田「尹灣漢墓木牘文書的名稱和性質——江蘇東海縣尹灣漢墓出土簡牘讀記之一」（『地不愛寶：漢代的簡牘』、中華書局、二〇一一年）による。

(16) 鄭文玲「『守』・『主』稱謂與秦代官文書用語」（『出土文獻研究』第二二輯、二〇一四年）。

(17) 陳松長「嶽麓書院藏秦簡中的郡名考略」（『湖南大學學報（社會科學版）』二〇〇九年第二期）。

(18) 執務日数を記録したと思われる9-728には、「守加」「守順」という記述が見える。

守丞枯五十五日——守加卅四日——

守丞平五十七日——守順三百一十日——

守丞固二百卅二日——佐集卅四日——

令佐獲卅四日——佐蘇三百一十日——

令佐賀一百卅日——

令佐章百八十日——

表記的には遷陵守令かのようなだが、格下であるはずの守丞・令佐より下に配されており、かつ官・郷の属員であろう佐と並んで記されている。そのため、これを守令であるとは確言し難い。

(19) 秦は一〇月を歳首とするので、始皇二六年六月三日は同一二月八日よりも後になる。

(20) 縣令を「縣嗇夫」と呼ぶ場合もあるが、本稿における「嗇夫」は、専ら官嗇夫と郷嗇夫を指すものとする。

(21) 鷹取祐司「漢代における「守」と「行某事」」（『日本秦漢史研究』第一七號、二〇一六年）。本稿で引用する鷹取氏の説は、すべてこれを出典とする。

(22) 王剛「秦漢假官・守官問題考辨」（『史林』二〇〇五年第二期）。

(23) 楊智宇「里耶秦簡所見『遷陵守丞』補正」（『簡帛』第一三輯、二〇一六年）。

(24) 9-188に「遷陵守丞公」とあるが、習書簡であるためカウントしていない。

(25) 「興」について、陳偉主編『里耶秦簡牘校釋』第二卷（武漢大學出版社、二〇一八年）一八二頁、9-705+1111+1426注（2）は人名であるとする。しかし、睡虎地秦簡「編年記」三〇簡の「興」について、整理小組が「軍興を指す」と注釋しているように、「興」は軍隊や人員の動員・徴用を意味することが多い。後續の内容を見ても、こ

- この「興」は軍の動員と解釋するのが妥當である。
- (26) 睡虎地秦簡「秦律雜抄」除吏律一簡には、
 …(略)…有興、除守嗇夫・段(假)佐居守者、上造以上…(略)…。
 「…軍の動員があつた際、留守を務める守嗇夫や假佐を任命する場合は、上造以上の者を任ずる…。」とあり、嗇夫の場合は眞官の從軍にともなつて守官が任命されたようである。また、中央の少府に所屬する卒史の不足について、9-897+939には「爲に守を置くこと從軍者の如くせよ」と見え、眞官の從軍にともなう守官の設置規定が存在したことをうかがわせる。
- (27) 本簡の釋文は、何有祖「讀里耶秦簡札記(一)」(『簡帛網』http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2265、二〇一五年六月二三日發表、二〇一九年一〇月六日最終閱覽)の校訂にしたがつた。
- (28) 8-209と9-2318は同日・同書式で内容も似ており、「與此同事相選」の件と同一の案件は一つの罪と見なす「の對象案件と考えられる。なお、「相選」の解釋については、『里耶秦簡牘校釋』第二卷、一八四頁、9-706注(3)を參照した。
- (29) 8-209と9-2318で示されている「貲二甲」は、歐が犯した行爲のうち、誤つて授爵したことに對する處罰である。『里耶秦簡牘校釋』第二卷、四七二頁、9-2318注(8)によれば、「它論」は「歐坐男子母害詐僞自爵弗得(歐は男子母害が自分の爵を僞つたために逮捕しなかつた罪に坐す)」を指しており、それに對する處罰はまた別のはずである。
- (30) 前掲J1⑦304背面では、丞昌と守丞臚之が並んで記されている。しかし正面の記述によれば、この簡は官府での作業従事者に關する始皇二八年一年間の評定なので、丞昌と守丞臚之が同時に在任していたことを示すものではない。
- (31) 9-470に、
 □□朔壬寅、司空敬敢言之。敬故爲遷陵左田□□。今
 〓〓爲
 □告遷陵□…(略)…。(9-470正面)
 □陽守丞□敢告遷陵丞主…(略)…。(9-470背面)
 □陵守丞臚之敢告臚、告倉・少丙・右田主。以律令從事、以次傳書…(略)…。(9-470背面)
 「…□朔壬寅、司空敬が申し上げます。敬はもと遷陵左田□□でした。今は□…□であります…遷陵□に告げてください…陽守丞□が遷陵丞殿に申し上げます…(遷)陵守丞臚之が尉に告げ、倉・少丙・右田主に告ぐ。律令に基づいて執行せよ。順序どおりに文書を傳送し…。」とあり、嗇夫の敬は遷陵縣から□陽縣へ轉任したことがわかる。簡の斷絶のため紀年が見えないが、遷陵守丞臚之の活動時期を踏まえると、この文書は始皇二八年のものと思われる。しかし、それ以降も「敬」という名の人物は遷陵縣の官吏として現れ、嗇夫より格下の官佐として登場する(8-160など)。尉や嗇夫の敬のほかにも、同名異人がいた

ことは明らかである。

(32) 〔盜〕等羣盜盜殺人校長果部。州陵守緝令癸與令佐士五

〃(伍) 行將柳等追

(獄籠秦簡「爲獄等狀四種」案例〇一・四簡)

(33) 趙岩「秦令佐々」(『魯東大學學報』(哲學社會科學版)『

第三一巻第一期、二〇一四年)。

(34) 拙稿「里耶秦簡の公文書における『某主』について

——獄籠秦簡・興律の規定を手がかりに——」(高村武幸

編『周縁領域からみた秦漢帝國2』、六一書房、二〇一九

年)。なお、諸官と郷官においては、基本的に佐や史が文

書の處理作成・開封を擔った。

(35) 「某半」「某發」がその文書の開封者を表していることに

ついては、陳偉著『秦簡牘校讀及所見制度考察』(武漢大

學出版社、二〇一七年) 三六―四八頁参照。なお、陳偉氏

によれば、秦皇三〇年六月から九月の間に、用語が「半」から「發」へと改められたという。

(36) 李玥凝「秦簡『君子子』含義初探」(『魯東大學學報』(哲

學社會科學版)『第三三巻第五期、二〇一六年)。

(37) 前掲註(7) 裘錫圭氏論考。

(38) 拙稿「秦から漢初における都官と縣官——睡虎地秦簡

「法律答問」九五簡の解釋を通じて——」(『中國出土資料

研究』第二五號、二〇一一年)。

(39) 睡虎地秦簡「秦律十八種」金布律七二簡に、「都官有秩

史及離官畜夫、養各一人、其佐・史與共養」とあることか

ら、都官の畜夫の官秩は有秩以下であったと考えられる。

したがって、官秩二〇〇石以上である縣の令・丞のほうが

格上ということになる。

※本稿で参照した簡牘史料のテキストと寫眞は以下のとおり。

陳偉主編『里耶秦簡牘校釋』第一・二卷(武漢大學出版社、二〇一二・二〇一八年) ※テキストのみ

湖南省文物考古研究所編著『里耶秦簡』壹・貳(文物出版社、二〇一二・二〇一七年) ※寫眞のみ

湖南省文物考古研究所編著『里耶發掘報告』(獄籠書社、二〇〇六年) ※テキストのみ

里耶秦簡博物館ほか編著『里耶秦簡博物館藏秦簡』(中西書局、二〇一六年)

睡虎地秦墓竹簡整理小組編『睡虎地秦墓竹簡』(文物出版社、一九九〇年)

朱漢民・陳松長主編『獄籠書院藏秦簡』參(上海辭書出版社、二〇一三年)

陳松長主編『獄籠書院藏秦簡』肆(上海辭書出版社、二〇一五年)

彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與秦獻書——張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』(上海古籍出版社、二〇〇七年)

甘肅省博物館ほか編『肩水金關漢簡』壹(中西書局、二〇一二年)

簡牘整理小組編『居延漢簡』壹・參(中央研究院歷史語言研究所、二〇一四・二〇一六年)

張德芳著『居延新簡集釋』七(甘肅文化出版社、二〇一六年)

※里耶秦簡の綴合とテキストの校訂については、以下の論考を参照した(URL記載のものの出典はいずれも『簡帛網』、二〇一九年一〇月六日最終閲覧)。

- 里耶秦簡牘校釋小組「新見里耶秦簡牘資料選校(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2068) 二〇一四年九月一日發表
- 里耶秦簡牘校釋小組「新見里耶秦簡牘資料選校(三)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2279) 二〇一五年八月七日發表
- 馮西西「里耶秦簡(貳) 零札(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3101) 二〇一八年五月一六日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(七則)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1679) 二〇一二年五月一日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(八則)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1852) 二〇一二年五月一七日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1695) 二〇一二年五月一四日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(四)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1700) 二〇一二年五月二日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(五)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1704) 二〇一二年五月二六日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(六)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1708) 二〇一二年六月四日發表
- 何有祖「里耶秦簡綴合(九)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2366) 二〇一五年一月二三日發表
- 何有祖「讀里耶秦簡札記(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2261) 二〇一五年六月一七日發表
- 何有祖「讀里耶秦簡札記(二)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2265) 二〇一五年六月二三日發表
- 何有祖「讀里耶秦簡札記(四)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2271) 二〇一五年七月八日發表
- 雷海龍「里耶秦簡試綴五則」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1999) 二〇一四年三月二五日發表
- 劉平「讀『里耶秦簡(壹)』札記」(『黑龍江史志』二〇一五年第五期)
- 劉自穩「讀里耶秦簡札記」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3375) 二〇一九年五月二八日發表
- 唐強「『里耶秦簡』9-528+9-1129+8-1621綴合商榷」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3353) 二〇一九年四月一七日發表

表)

- 謝坤「讀『里耶秦簡(壹)』札記(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2304) 二〇一五年九月八日發表
- 謝坤「讀『里耶秦簡(壹)』札記(三)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2689) 二〇一六年二月二八日發表

- 謝坤「讀『里耶秦簡(壹)』札記(四)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2873) 二〇一七年八月二二日發表)
- 謝坤「『里耶秦簡(壹)』綴合(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2556) 二〇一六年五月一六日發表)
- 謝坤「『里耶秦簡(壹)』綴合(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2559) 二〇一六年五月三三日發表)
- 謝坤「『里耶秦簡(貳)』札記(一)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3108) 二〇一八年五月一七日發表)
- 楊先雲「讀『里耶秦簡(貳)』札記」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3106) 二〇一八年五月一七日發表)
- 姚磊「里耶秦簡綴合札記(一則)」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2241) 二〇一五年五月二九日發表)
- 張馳「里耶秦簡券類文書綴合三則」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=2276) 二〇一五年七月三一日發表)
- 張以靜「『里耶秦簡(貳)』讀札」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=3285) 二〇一八年二月三一日發表)
- 趙燦然・李若飛・平曉婧・蔡萬進「『里耶秦簡綴合與釋文補正八則』」(《魯東大學學報(哲學社會科學版)》第三二卷第二期、二〇一五年)

趙岩「里耶秦紀日簡牘劄記」(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=1749) 二〇一二年一〇月三一日發表)

※日附を算出するに當たり、秦簡中の記載から朔日がわからない場合は、以下の論考に依據した。

張培瑜・張春龍「秦代曆法和顛頂曆」(湖南省文物考古研究所編著『里耶發掘報告』、嶽麓書社、二〇〇六年)

【附記】本研究は、JSPS 科研費 JP17K03126 による成果の一部である。また、東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所共同利用・共同研究課題「簡牘學から日本東洋學の復活の道を探る——中國古代簡牘の横斷領域的研究(3)」における議論を参考とした。

through three main routes. The first route was through the inheritance of books within a family. The second route was through the mutual influence among colleagues and friends. The third route was by the advocacy of Han officials who rose to power during the Taiping Movement, especially those who belonged to the Xiang Army (湘軍) clique.

Local intellectuals in Xuzhou also collected and tried to republish the works of Yan Ermei and Wan Shouqi 萬壽祺. In 1885, Feng Xu came to Xuzhou, and with the support of Xuzhou prefectural magistrate Gui Zhongxing 桂中行, he took charge of the compilation and publication of the *Xuzhou shizheng* 徐州詩徵 (*Xuzhou Poetry Anthology*) and the *Xuzhou er yimin ji* 徐州二遺民集 (*Collected Works of Two Xuzhou Adherents of the Ming Dynasty*). The *Collected Works of Yan Ermei*, which was republished at this time in the *Xuzhou er yimin ji*, was based on the Baoweitang version. However, this version also abridged contents that did not accord with Confucian ideals, as well as those passages that made reference to slaughter by the Qing military. From the prefaces of the *Xuzhou er yimin ji*, the main aim of this publication was to inspire intellectuals to imitate Yan and Wan's loyalty by serving the declining Qing government without reservation. After the Revolution of 1911, the *Xuzhou er yimin ji* was criticized, and a member of the revolutionaries from Xuzhou published the *Collected Works of Yan Ermei* under the title *Yan Gugu quanji* 閻古古全集 based on the first unabridged edition of the text. Therefore, the movement to republish banned books must clearly be viewed from many angles as people with different standpoints interpreted the texts in very different or even diametrically opposed ways.

A STUDY OF THOSE WHO SERVED AS *SHOU GUAN* 守官 IN THE QIN PERIOD, BASED ON THE TRANSFER OF OFFICIALS IN QIANLING COUNTY

AOKI Shunsuke

A *Shou Guan* appointment was a method allowing an official to hold more than one post concurrently during the Qin and the Han periods. It has been pointed out that *Shu Guan* might function as “trial” position before one was officially appointed or had the character of an “acting” position prior to the filling of an official vacancy.

Furthermore, it has been made clear that in regard to the personnel who served as *Shou Guan* a subordinate official could serve as *Shou Guan* for a superior

official, and an official attached to a commandery government could serve as *Shou Guan* of a senior official of a county.

These are generally accepted understanding, but they all rely on historical sources from the Han period. Recently, the situation of *Shou Guan* in the Qin period has become clear due to the excavation of bamboo and wooden slips like the Liye Qin Wooden Slips. Based on these slips, it has been pointed out that the cases recorded therein differ from the generally accepted understanding. For example, the *Shou Guan* as “trial” position did not exist in the Qin period, and there were many officials who served as *Shou Guan* when a permanent official left from his office temporarily.

However, recent studies have mainly targeted the functions of the *Shou Guan* so research on the personnel who served in the posts has made little progress. Therefore, this paper based on the Liye Qin Wooden Slips, considers who served as *Shou Guan* in various counties during the Qin period.

Shou Guan was one way to hold official posts concurrently : one could serve as *Shou Guan* while maintaining one’s original post and return to that post after being discharged. This paper focuses on this feature, tracing official transfers before and after serving as *Shou Guan* in Qianling county and identifying the original posts of those who were transferred. The results are as follows.

In *Qianling* county, those subject to the *Shou Guan* system were limited to senior officials and *Sefu* 嗇夫 who were chiefs of sections and villages.

The *Sefu* served as *Shou Guan* for *Cheng* 丞 and *Wei* 尉 who were senior officials. In general, another *Sefu* or *Ling shi* 令史 and *Lingzuo* 令佐 who were secretaries of a county court served as *Shou Guan* of a *Sefu*. However, if a *Zuo* 佐 or *Shi* 史 who were subordinate officials of sections and villages were given the qualification of *Lingshi* or *Lingzuo*, they could serve as the *Shou Guan* of a *Sefu* too. Accordingly, almost all subordinate officials of a county could serve as a *Shou Guan* of a *Sefu*.

The special characteristic of the post that allowed a subordinate official to serve as the *Shou Guan* of a superior official is generally true in counties during the Qin period. However, this does not seem to consider the difference in rank between one *Sefu* and another. Therefore, it can also be recognized that an official could serve as the *Shou guan* of another official of the same rank.